

広島市告示第561号

令和7年12月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）

第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實